

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定します。

- ◆初診時...1点
- ◆再診時...1点(3ヶ月に1回)

正確な情報を取得・活用するために、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力を
お願いいたします。